

5 相続税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成14年中に相続又は遺贈により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、平成15年10月31日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成13年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

2 用語の説明

この章における用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 加算贈与財産価額…… 相続人に相続開始前3年以内に被相続人から贈与された財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。
- (2) 2割加算額…… 相続人の中に被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者がいる場合、その相続人の相続税額に加算されるその相続税額の20%に相当する金額をいう。
- (3) 納税猶予…… 相続人が農地等を相続して継続して農業を営む場合には、相続税額から農業投資価格に基づき計算された相続税額を差引いた残額が、20年間納付を猶予される。

3 相続税の税率等(平成14年分)

法定相続分に応ずる取得金額	800万円以下	1,600万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	2億円以下	4億円以下	20億円以下	20億円超
率	10%	15%	20%	25%	30%	40%	50%	60%	70%
控除額	万円	万円 40	万円 120	万円 270	万円 520	万円 1,520	万円 3,520	万円 7,520	万円 27,520

(使用方法) 法定相続分に応ずる取得金額 × 率 - 控除額 = 相続税の総額の基となる税額

4 相続税の主な諸控除

- (1) 税額控除…… 相続税額から控除される金額で次の種類がある。
 - イ 贈与税額控除…… 加算贈与財産価額がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の金額が相続税額から控除される。
 - ロ 配偶者の税額軽減…… 配偶者の租税負担を軽減するためのもので、課税価格の合計額の配偶者の法定相続分相当額(その金額より1億6,000万円の方が大きい場合は1億6,000万円)と配偶者の課税価格(実際取得額)とのうち、いずれか少ない金額に対応する税額が、配偶者の相続税額から控除される。
ただし、この軽減の対象となる財産には、相続税の納税義務者により仮装または隠ぺいされていた財産は含まれない。
 - ハ 未成年者控除…… 未成年者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が満20歳未満の法定相続人である場合に、その相続人が満20歳になるまでの年数1年につき6万円の割で計算した金額が、相続税額から控除される。
 - ニ 障害者控除…… 障害者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が障害者かつ法定相続人である場合に、その障害者が70歳になるまでの年数1年につき6万円(特別障害者の場合には12万円)の割で計算した金額が、相続税額から控除される。
 - ホ 相次相続控除…… 被相続人が、今回の相続開始前10年以内に開始した相続により相続税を納付している場合に、前回算出された相続税額に一定の割合を乗じて算出された金額が、相続税額から控除される。
- (2) 遺産に係る基礎控除…… 5,000万円と1,000万円に法定相続人数を乗じて算出した金額との合計額が控除される。

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分	相続人の数	金 額
	人	千円
取得財産価額	4,468	341,364,399
債務控除額	2,191	26,962,105
加算贈与財産価額	370	1,261,350
課税価格	実 4,471	315,661,619
相続税額	算出税額	4,346
	2割加算額	194
	計 実 4,346	45,851,480
税額控除	贈与税	143
	配偶者	840
	未成年者	63
	障害者	82
	相次相続	152
	外国税額	-
計 実 1,238	13,465,464	
差引税額	実 3,763	32,386,017
納税猶予額	327	8,031,753
納付税額	実 3,652	24,354,265
災害減免法による免除税額	-	-
遺産に係る基礎控除額	1,568	131,520,000

調査対象等：平成14年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成15年10月31日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は被相続人の数である。
2 「相続人の数」欄の「実」は実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除	納 付 税 額		被 相 続 人 数 の 人 数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人
平成10年分	4,809	335,374,050	52,000,098	15,501,863	4,058	25,659,103	1,564
11	4,493	329,056,968	49,905,378	14,936,100	3,600	26,550,168	1,590
12	4,892	372,649,644	65,690,414	22,675,207	3,942	34,533,800	1,695
13	4,149	328,524,316	57,395,146	14,218,102	3,430	33,324,441	1,506
14	4,471	315,661,619	45,851,480	13,465,464	3,652	24,354,265	1,568

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

5 相続税

(3) 申告及び処理の状況

区 分	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数 人	
	相続人の数 人	金 額 千円	相続人の数 人	金 額 千円		
本 年 分	申 告 額	4,474	315,340,437	3,665	24,346,113	1,568
	修正申告による増差額	53	764,460	66	132,469	32
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	22	443,278	38	124,317	19
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 4,471	315,661,619	実 3,652	24,354,265	実 1,568
過 年 分	申 告 額	85	4,326,828	75	157,563	41
	修正申告による増差額	894	11,918,721	1,151	2,626,690	488
	更正による増差額	3	67,644	5	1,242	4
	更正等による減差額	181	1,710,355	197	1,182,370	99
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 72	14,602,838	実 160	1,603,124	実 41
合 計	申 告 額	4,559	319,667,265	3,740	24,503,675	1,609
	修正申告による増差額	947	12,683,181	1,217	2,759,159	520
	更正による増差額	3	67,644	5	1,242	4
	更正等による減差額	203	2,153,633	235	1,306,687	118
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 4,543	330,264,457	実 3,812	25,957,389	実 1,609

調査対象等：「本年分」は、平成14年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成15年10月31日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成13年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成14年11月1日から平成15年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、平成12年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成14年7月1日から平成15年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(4) 加算税の状況

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	相続人の数 人	金 額 千円	相続人の数 人	金 額 千円	相続人の数 人	金 額 千円
本 年 分	12	729	27	4,159	-	-
過 年 分	949	223,832	91	19,184	112	178,175
合 計	961	224,561	118	23,343	112	178,175

調査対象等：「(3)申告及び処理の状況」と同じである。

(5) 税務署別課税状況

区 分	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額		
	人	千円	人	千円	人	
徳 島 県	徳 島	537	46,984,322	424	5,048,577	187
	鳴 門	252	20,827,775	184	1,138,610	105
	阿 南	103	7,212,031	78	349,259	41
	川 島	58	4,441,081	45	221,491	25
	脇 町	32	2,565,666	27	278,553	10
	池 田	36	1,869,162	30	137,959	11
	計	1,018	83,900,037	788	7,174,451	379
香 川 県	高 松	705	53,104,780	566	3,842,840	254
	丸 亀	227	13,914,931	183	912,412	79
	坂 出	147	8,355,343	113	387,356	56
	観 音 寺	84	5,035,464	59	227,928	32
	長 尾	55	3,376,262	45	226,514	20
	土 庄	15	613,109	13	23,811	6
	計	1,233	84,399,889	979	5,620,860	447
愛 媛 県	松 山	862	53,773,057	736	3,566,885	285
	今 治	190	12,924,453	152	941,673	61
	宇 和 島	58	3,630,920	50	226,341	21
	八 幡 浜	56	4,835,117	49	614,455	18
	新 居 浜	97	6,767,197	80	663,385	37
	伊 予 西 条	109	7,281,992	84	608,321	39
	大 洲	16	1,336,953	13	52,571	8
	伊 予 三 島	118	8,060,683	96	592,925	38
	計	1,506	98,610,372	1,260	7,266,555	507
高 知 県	高 知	438	32,989,441	385	3,040,282	148
	安 芸	30	1,471,489	29	82,340	9
	南 国	89	6,350,108	78	594,300	32
	須 崎	34	2,040,163	30	170,278	11
	中 村	63	2,155,684	58	208,069	11
	伊 野	60	3,744,436	45	197,130	24
	計	714	48,751,321	625	4,292,400	235
全 管 計	4,471	315,661,619	3,652	24,354,265	1,568	

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

5 - 2 相続財産価格階級別

(1) 人員、課税価格、税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち加算 贈与財産価額	納付税額	法定相続人の数
	人	千円	千円	千円	人
1億円以下	294	25,089,911	93,083	308,427	734
1億円超	778	108,650,306	407,722	4,007,942	2,648
2億円 "	261	62,518,797	291,549	4,306,986	977
3億円 "	158	59,453,106	222,969	6,061,043	640
5億円 "	40	22,277,682	54,489	3,020,622	161
7億円 "	21	17,177,935	73,160	2,572,496	88
10億円 "	16	20,172,700	118,044	4,068,597	64
20億円 "	-	-	-	-	-
合計	1,568	315,340,437	1,261,015	24,346,113	5,312

調査対象等：平成14年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成15年10月31日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格階級	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
1億円以下	1	42	100	112	39	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	3	33	132	274	216	78	28	10	2	1	-	1
2億円 "	-	7	44	75	69	39	15	5	3	3	1	-
3億円 "	1	3	16	49	41	23	12	8	2	2	-	1
5億円 "	-	-	4	15	7	7	4	3	-	-	-	-
7億円 "	-	-	2	6	4	5	3	1	-	-	-	-
10億円 "	-	-	1	5	5	3	2	-	-	-	-	-
20億円 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	5	85	299	536	381	155	64	27	7	6	1	2

(注) この表は、「(1)人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5 - 3 相続財産種類別

被相続人数、財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
		人	千円
土地	田(耕作権及び永小作権を含む。)	818	57,141,036
	畑(耕作権及び永小作権を含む。)	597	16,120,060
	宅地(借地権を含む。)	1,503	123,220,094
	山林	404	884,581
	その他の土地	392	12,716,677
	計	実 1,524	210,082,448
家事業(農業)用財産	屋、構築物	1,417	15,503,333
	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	271	555,553
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	36	185,853
	売掛金	33	160,356
	その他の財産	88	375,927
計	実 347	1,277,688	
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	299	11,633,148
	同上以外の株式及び出資	956	9,038,875
	公債及び社債	268	3,719,237
	投資・貸付信託受益証券	228	3,180,102
計	実 1,119	27,571,362	
現金、預貯金等	家庭用財産	1,548	52,375,694
		1,110	436,049
その他の財産	生命保険金等	286	10,433,143
	退職金及び功労金等	120	5,855,069
	立木	176	387,521
	その他	1,277	17,117,302
計	実 1,333	33,793,034	
合計	実 1,568	341,039,608	
債務		1,398	23,776,878
葬式費用		1,526	3,181,275
計	実 1,553	26,958,154	
差引純資産価額	実	1,568	314,081,454
加算贈与財産価額		192	1,261,015
課税価格	実	1,568	315,340,437

調査対象等：平成14年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成15年10月31日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

(注) 「被相続人の数」欄の「実」は実人員を示す。